

普及センターだより

安心・安全な農産物加工品の

販売について

地域でとれた新鮮な物を、地域の人たちに食べてもらうと、農産物直売所や朝市活動が活発になってきています。同時に自家生産物を加工して販売する機会も増えました。

しかし、加工食品の場合そのまま口に入るわけですから、販売するためには、いくつかクリアしなければいけない条件があります。

食品営業許可が必要

基本的に加工食品を販売するには、食品営業許可が必要です。

例外的に、許可なしでも販売できるものは、漬物類、餅類（味が付いていない物）、きな粉、干し芋、こんにゃく等いくつかの物に限られています。

赤飯や弁当は、飲食店営業、みそはみそ製造業、まんじゅうは菓子製造業とい

う様に、それぞれの営業許可を取った施設で作ることが条件となります。

表示の役割

ところで皆さんは、日頃何をめやすに加工食品を買っていますか？

食品表示は、見た目だけでは判断できない様々な情報を、生産者から消費者に伝えるという重要な役割を持っています。

すべてに表示が必要

加工食品には、食品営業許可の有無に関わらず①名称、②原材料名、③内容量、④賞味期限（品質保持期限）⑤保存方法、⑥製造者を一つ一つの商品に表示しなければなりません。

漬け物の場合には、さらに原料原産地名も必要です。小麦、そば、卵、落花生については、アレルギー症例の多い物質として、含有量にかかわらず表示が義務化されました。

今、食に対する様々な不信任感が広がっている時だからこそ、生産者としての義務を果たし、自信を持って販売につなげていってほしいと思います。

山武農業改良普及センター
0475-54-0227

《行政相談週間》

10月21日（月）～10月27日（日）

総務省では、行政相談制度について、広く国民の理解を深めると共に、その利用を促進するため、今年度も10月21日（月）から10月27日（日）までの一週間を「行政相談週間」と定め、一日合同行政相談所の開設等の行事を行います。

町では、総務大臣から委嘱された行政相談員が、行政相談所を開設し、皆さんの悩みを聞き、その解決の促進を図ります。

行政相談所 10月23日（水）午後1時30分から

横芝町中央公民館

担当相談員 行方 正一（谷台） ☎82-1660

《全国地域安全運動》

10月11日～10月20日

スローガン

「みんなでつくろう安心の街」

犯罪防止の街頭キャンペーンや、防犯パトロールなどを行い、特に、

・住宅を対象とした侵入窃盗、ひったくり、自転車・オートバイ盗など身近な犯罪の防止

・少年の非行防止

・犯罪などにあいにくい環境の整備などの活動を推進します。